

## 上越市障害者用自動車改造助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下「就労等」という。）の利用に供することを目的として、自ら所有し、運転する自動車を改造するために必要な費用の一部に対し、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（以下「手帳」という。）を所持する人をいう。

2 この要綱において「自動車の改造」とは、自動車の操行装置、駆動装置等の改造をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる人は、市内に住所を有する人のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する人とする。

- (1) 運転免許を取得し、又は取得しようとしていること。
- (2) 手帳に記載された障害が上肢、下肢又は体幹機能障害であり、その等級が1級若しくは2級であること又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条に規定する運転免許証（以下「運転免許証」という。）の免許の条件等の欄に手帳に記載の障害に応じた改造の要件が記載されていること。
- (3) 就労等の利用に供するため、自ら所有し、運転する自動車の改造を行うこと。
- (4) 申請日前5年以内に、自動車の改造について本市の助成金その他反対給付のない給付金の交付を受けていないこと。
- (5) 助成金の申請をする月の属する年の前年（申請月が1月から6月までにあつては、前々年）における助成対象者本人並びにその配偶者及び扶養義務者の所得税に係る課税所得金額が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限の限度額を超えていないこと。

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、自動車の改造に要する費用とする。

### (助成金の額等)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする人は、規則第2条の規定にかかわらず、障害者用自動車改造助成金交付申請書（第1号様式）に、同条に規定する添付書類に代えて次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し（運転免許を既に取得している人に限る。）
- (3) 改造に要する費用の見積書の写し（当該費用の内訳が記載してあるものに限る。）
- (4) 自動車検査済証の写し（既に所有する自動車を改造する場合に限る。）
- (5) 別に定める課税状況の調査に関する承諾書（前年又は前々年に本市に住所を有しない人にあつては、所得税の課税証明書）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、交付の可否を決定したときは、障害者用自動車改造助成金交付／決定／却下／通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の改造を行った後に運転免許を取得する人にあつては、運転免許証の交付を受けること。
- (2) 自動車の改造により効用の増加した自動車を補助金の交付の目的に沿って使用するとともに、その適正な管理運用を図ること。

(変更等の承認)

第9条 規則第6条第1項の承認を受けようとする人は、障害者用自動車改造助成事業／変更／中止／廃止／承認申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、変更、中止又は廃止の可否を決定したときは、障害者用自動車改造助成事業／変更／中止／廃止／承認／却下／通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、改造終了後（第8条第1号の条件を付された人にあつては、改造終了後かつ運転免許証の交付を受けた後）、速やかに障害者用自動車改造報告届（第5号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 規則第8条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 改造に要した費用に係る領収書の写し(当該費用の内訳が記載してあるものに限る。)
- (2) 改造箇所の写真
- (3) 改造後の自動車検査済証の写し
- (4) 運転免許証の写し(第8条第1号の条件が付されている場合に限る。)

(助成金の交付)

第11条 助成金は、規則第9条の規定により助成金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第10条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、障害者用自動車改造助成金交付決定取消通知書(第6号様式)により速やかに助成金の交付の決定を受けた人に通知するものとする。

(財産の処分の制限に係る規定の適用除外)

第13条 規則第12条ただし書の規定により、同条本文の規定は、適用しないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市障害者用自動車改造助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者用自動車改造助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者用自動車改造助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者用自動車改造助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者用自動車改造助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から実施する。

第1号様式（第6条関係）

障害者用自動車改造助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

次のとおり障害者用自動車改造助成金の交付を申請します。

助 成 対 象 者	住 所				申請者との続柄	
	氏 名					
	個人番号		生年月日	年	月	日
身体障害者手帳	番 号					
	障 害 名					
運 転 免 許 証	番 号					
改 造 す る 理 由						
改 造 す る 自 動 車	車 種		登録番号			
	改造する部位					
入校（予定）自動車学校等の名称						
自動車学校等の入校（予定）期間	年 月 日から		年 月 日まで			
改造に要する費用	円					
備 考						

備考 運転免許証の欄は運転免許を既に取得している場合に、入校（予定）自動車学校等の名称の欄及び自動車学校等の入校（予定）期間の欄は運転免許をこれから取得する場合に記入してください。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 自動車の改造により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (2) (1)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

障害者用自動車改造助成金交付 <sup>決定</sup>通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった障害者用自動車改造助成金の交付について、  
と お り 決 定 したので通知します。  
次の 理由により申請を却下

決定	助成金の額	円
	助成対象額	円
	交 付 条 件	
却下	理 由	

第3号様式（第9条関係）

障害者用自動車改造助成事業 <sup>変更</sup>  
<sup>中止</sup>承認申請書  
<sup>廃止</sup>

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所  
氏名  
助成対象者との続柄  
電話番号

年 月 日付けで通知のあった障害者用自動車改造助成金による事業について、次のとおり 変更 中止したいので、申請します。  
廃止

助成対象者の氏名	
<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止の理由 <input type="checkbox"/> 廃止	
変更の内容	
中止期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 変更の内容の欄は変更の場合に、中止期間の欄は中止の場合に記入してください。
- 2 詳しい資料がある場合は、当該資料を添付してください。

第4号様式（第9条関係）

障害者用自動車改造助成事業  
変更承認  
 中止 通知書  
 廃止 却下

第 号  
 年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった障害者自動車改造助成金による事業の中止に  
変更  
 廃止  
 について、次のとおり承認したので通知します。  
理由により申請を却下

承認	<input type="checkbox"/> 廃止			
	<input type="checkbox"/> 中止	中止期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	<input type="checkbox"/> 変更	変更内容	助成金の額	
助成対象額				
却下	理由			



第5号様式（第10条関係）

障害者用自動車改造報告届

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

次のとおり障害者用自動車に改造したので届け出ます。

助成対象者の氏名		申請者との続柄	
運転免許証	交付年月日	年 月 日	
	番号		
改造した自動車	車種	登録番号	
	改造した部位		
改造に要した費用	円		

備考 運転免許の欄は、運転免許証の交付を受けることを助成金の交付決定の条件に付されている場合に記入してください。

第6号様式（第12条関係）

障害者用自動車改造助成金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で通知した障害者用自動車改造助成金の交付について、次の  
とおり決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第9条関係）

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第12条関係）